

軽自動車のリースに関する不当な表示について

—消費税抜きでのリース料金表示や支払い諸条件の不表示等—

最近、軽自動車の残価設定リースの広告において、頭金や年2回のボーナス時の加算、リース終了時の条件（車両の返却による残価の精算など）について、一切表示せず、または、明瞭に表示せずに、消費税抜きでのリース料金（「月々1万円」など）のみを大きく強調して表示する等、あたかも表示した月々のリース料金のみでリースすることができるかのように消費者を誤認させるおそれのある表示が見受けられます。

会員の皆様におかれましては、個人リース料金を表示する際には、本資料を参考に適正な表示を行っていただきますよう、お願いいたします。

【問題となる表示例】 消費税抜きでのリース料金を表示し、実際には頭金、ボーナス時の加算、リース終了時の条件があるにもかかわらず、その旨の表示がない

コートリX ●●リースプラン登場！！
●●リースプランなら大人気「コートリX」が

月々定額 **1** (税別) **万円**



問題点

1. 消費税抜きでのリース料金を表示している
2. 頭金、年2回のボーナス時の加算があることを表示していない
3. リース料金の支払い回数及び支払期間を表示していない
4. 残価設定リースであるにもかかわらず、リース終了時の条件（車両の返却による残価の精算等）を表示していない

以上のことから、あたかも表示した月々のリース料金（1万円）のみでリースすることができる等、実際よりも有利な条件でリースすることができるかのように消費者を誤認させるおそれがある。

⇒「表示のポイント」、「正しい表示例」は次ページ参照

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

表示の
ポイント

①個人リース料金を表示する場合、消費税額を含めたリース料金を表示すること

〔 新車関係…規約第3条第5項、施行規則第6条第1項及び第9条
中古車関係…規約第11条第3号、施行規則第6条第1項及び第3項 〕

②個人リース料金を表示する場合は、以下の事項を表示すること

・リースであること ・頭金の額 ・リース料金の支払回数および支払期間、その他必要な費用 ・残価設定の場合、リース終了時の条件（車両の返却による残価の精算等）

〔 新車関係…規約第3条第5項、施行規則第9条
中古車関係…規約第11条第3号、施行規則第6条第3項 〕

③月々のリース料金のみを強調して表示する等、あたかも当該リース料金のみでリースすることができるかのように誤認されることがないように、リースに関する上記②の必要表示事項を近接した箇所に明瞭に表示すること

〔 新車関係…規約第8条第7項
中古車関係…規約第14条第13号 〕

【正しい表示例（新車）】

コートリX ●●リースプラン登場！！

（7年リースの場合）

月々
定額 **10,800** 円
(消費税込)



- ・頭金10万円
- ・月々支払額10,800円×83回(7年リース)
- ・毎年6、12月加算(年2回)◆◆◆◆円×14回

※上記お支払例は月間走行距離▲▲▲kmの場合の参考例です。

※リース料には、自動車取得税とリース期間分の重量税、自動車税、自賠責保険料が含まれます。

※リース終了時に残存価格と実際の査定価格との差額を精算し、実際の査定価格が設定残存価格を下回った場合はお客様に差額をご負担いただきます。

※「●●リースプラン」の詳細はスタッフまでお尋ね下さい。